



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 152/2023年8月号

発行日：2023年8月28日

8月に入り、全国で例年以上の酷暑となり、特に東京では、都市の気温が周辺よりも高くなるヒートアイランド現象がみられます。今年から上場会社においても有価証券報告書にサステナビリティ情報の開示が拡充されており、気候変動の原因とされる温室効果ガス排出量の抑制について国際的に広く開示が求められています。気候変動問題はSDGsの1つのテーマはありますが、人類の英知を結集していつの日か解決してもらいたいテーマです。とはいえ暑い夏を元気出して乗り切りましょう。

最新情報（2023年7月1日～2023年7月31日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023年 7月31日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第43号 「監査基準報告書 315「重要な虚偽 表示リスクの識別 と評価」を医療法	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2023年7月28日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第43号「監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を医療法人監査に適用するに当たっての留意点」を公表しました。 本研究報告は、医療法人監査において監査基準報告書315「重	-

		人監査に適用するに当たっての留意点」の公表について	要な虚偽表示リスクの識別と評価」を適用するに当たり、重要な虚偽表示リスクを適切に識別し評価する上で、医療法人特有の留意する必要がある点について検討し、Q&A形式で取りまとめたものです。	
2023年 7月31日	実務 指針	非営利法人委員会 実務指針第43号「社会福祉連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2023年7月28日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会実務指針第43号「社会福祉連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」を公表しました。	2023年3月 31日以後終了 する会計年度に 係る監査から適 用
2023年 7月31日	研究 報告	公会計委員会研究 報告第29号「地方公共団体の決算書類に対して監査を実施する場合の財務報告の枠組みの検討と想定される実務的課題」の公表について	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2023年7月28日に開催された常務理事会の承認を受けて、公会計委員会研究報告第29号「地方公共団体の決算書類に対して監査を実施する場合の財務報告の枠組みの検討と想定される実務的課題」を公表いたしました。	-

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023年 7月28日	-	経営研究調査会研究資料第10号「上場会社等における会計不正の動向（2023年版）」の公表について	日本公認会計士協会（経営研究調査会）は、2023年7月28日付けで経営研究調査会研究資料第10号「上場会社等における会計不正の動向（2023年版）」を公表しました。 本研究資料は、近年の会計不正の動向を適時にお知らせするため、上場会社及びその関係会社が公表した会計不正を集計し、取りまとめたものです。	-
2023年 7月31日	意見	実務対応報告公開 草案第66号「資	2023年5月31日に企業会計基準委員会（ASBJ）から、実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決	-

		金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)等に対する意見について	<p>済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)等が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に対する意見を取りまとめ、2023年7月28日付けで提出いたしました。</p>	
2023年7月31日	意見	企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等に対する意見について	<p>2023年5月2日に企業会計基準委員会(ASBJ)から、企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に対する意見を取りまとめ、2023年7月28日付けで提出いたしました。</p>	-

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

内部統制報告制度の改正：「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第57号)」と「財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」について

TOKO ニュースレターでは2022年10月号、2023年3月号で内部統制報告制度の見直し理由、論点、そして主な改正点(予定)、適用時期(予定)等をタイムリーに御説明してまいりました。

その後、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第57号)」が6月30日に公布されました(施行は2024(令和6)年4月1日)。これは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」(令和5年4月7日付)で内部統制報告書、訂正内部統制報告書及び内部統制監査報告書の記載事項が追加されたことに伴う改正です。主な改正点は次の3点です。

(1) 内部統制報告書

前年度に開示すべき重要な不備を報告した場合に、付記事項として、当該開示すべき重要な不備に対する是正状況を記載することが必要となります。

(2) 訂正内部統制報告書

事後的に内部統制の有効性の評価が訂正される際に、具体的な訂正の経緯や理由等を記載することが必要となります。

具体的には次の項目です。

①開示すべき重要な不備の内容

②開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その措置の内容及びその措置による本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

開示すべき重要な不備の是正状況

③財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正した経緯

④訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備の記載がない理由

(3) 内部統制監査報告書

企業が内部統制報告書の内部統制の評価結果において内部統制は有効でない旨を記載している場合に、監査人はその旨を監査人の意見に含めて記載することが必要となります。

さらに、日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」をもとに「財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を8月4日に公表しました。

主な追加や変更は次の通り。

○内部統制の評価範囲の決定において財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮すべきこと（リスク・アプローチ）を改めて強調するため評価対象とする重要な事業拠点や業務プロセスを選定する指標について、例示されている「売上高等のおおむね3分の2」や「売上、売掛金及び棚卸資産の3勘定」を機械的に適用すべきでない旨を受けて、「業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の検討」の全体的な見直しが行われ、また次の通り「付録7で重要な事業拠点の選定方法に係る参考例」が追加されました。

【設例1】売上高（内部取引消去後）を選定指標とする場合（全社的な内部統制が良好なケース）

【設例2】売上高（内部取引消去後）を選定指標とする場合（全社的な内部統制のうち、良好ではない項目があるケース）

【設例3】売上高（内部取引消去後）に加えて売上原価を追加的な選定指標とする場合

【設例4】売上総利益を選定指標とする場合

【設例5】売上高（内部取引消去後）に加えて税引前当期純利益を追加的な選定指標とする場合

○評価範囲外の事業拠点又は業務プロセスから開示すべき重要な不備が識別された場合には、当該事業拠点又は業務プロセスについては、少なくとも当該開示すべき重要な不備が識別された時点を含む会計期間の評価範囲に含めることが適切とされました。

○内部統制の評価の計画段階及び状況の変化等があった場合において、評価範囲について監査人は経営者との協議を通じて指導的機能を発揮することが適切である旨、明確化されました。

○ITを利用した内部統制の評価について留意すべき事項が記載されました（評価に関しては特定の年数を機械的に適用すべきでない旨等）。

○前年度の開示すべき重要な不備の是正状況を付記事項において記載すべき旨が追加されています。

上記については2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度における内部統制監査から適用となります。

以上

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703